

# 私的録画補償金分配規程

|      |                |     |
|------|----------------|-----|
|      | 2000年 6 月 21 日 | 制 定 |
|      | 2001年 6 月 20 日 | 変 更 |
|      | 2001年 10 月 2 日 | 届 出 |
| 一部変更 | 2003年 8 月 20 日 | 届 出 |
| 一部変更 | 2013年 7 月 11 日 | 届 出 |
| 一部変更 | 2019年 7 月 4 日  | 届 出 |



一般社団法人 日本音楽著作権協会

# 私的録画補償金分配規程

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 音楽の著作物に係る分配（第3条—第16条）
- 第3章 非委託者分配（第17条—第20条）
- 第4章 実施細則（第21条・第22条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** この規程は、著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）第30条第2項の補償金のうち私的録画（法第104条の2第1項第2号に規定する私的録画をいう。）に係るもの（以下「補償金」という。）を受領した場合における著作権者（音楽の著作物について補償金を受ける権利を有する者をいう。以下同じ。）に対する分配の方法を定めることを目的とする。

## 第2条 削除

## 第2章 音楽の著作物に係る分配

### （分配対象著作権者）

**第3条** 音楽の著作物に係る分配対象著作権者を、次の各号に区分する。

- (1) 委託者
- (2) 受託者と著作権の管理に関する契約を締結している外国の著作権管理団体（以下「外国団体」という。）に所属する著作権者
- (3) その他の著作権者で、前2号に該当する音楽出版者との間に、著作権の譲渡等に関する契約を締結している者
- (4) 前3号のいずれにも該当しない著作権者

(分配期及び分配対象補償金)

第4条 補償金の分配期及び分配対象補償金は、下表のとおりとする。

| 分配期 | 分配対象補償金           |
|-----|-------------------|
| 9月  | 前年度上半期分として受領した補償金 |
| 3月  | 前年度下半期分として受領した補償金 |

2 前項により難い場合は、理事会の承認を得て、分配期を定めることができる。

(資金区分)

第5条 分配資金は、第3条第1号ないし第3号の著作権者（以下「委託者等」という。）に対する分配資金（以下「委託者等分配資金」という。）及び同条第4号の著作権者（以下「非委託者」という。）に対する分配資金（以下「非委託者分配資金」という。）に区分するものとし、その配分比率は、下表のとおりとする。

| 資金区分     | 配分比率 |
|----------|------|
| 委託者等分配資金 | 99%  |
| 非委託者分配資金 | 1%   |

(分配基金)

第6条 前条により区分した委託者等分配資金は、次の分配基金に区分して、分配する。

- (1) テレビ放送分配基金
- (2) テレビ有線放送分配基金

2 前項に定める各分配基金の配分比率は、理事会の承認を得て、細則で定める。

(分配資料)

第7条 次条の分配対象著作物及び第12条の分配点数は、受託者が著作物使用料の管理を行った結果として保持する機械的処理記録に基づいて確定し、補償金の分配に用いる分配資料とする。

(分配対象著作物)

第8条 各分配基金の分配対象著作物は、下表によるものとし、著作物の確定方法等の細目は、理事会の承認を得て、細則で定める。

| 分配基金区分      | 分 配 対 象 著 作 物                            |
|-------------|------------------------------------------|
| テレビ放送分配基金   | 補償金の計算対象期間に相当する期間のテレビ放送使用に係る分配対象となったもの   |
| テレビ有線放送分配基金 | 補償金の計算対象期間に相当する期間のテレビ有線放送使用に係る分配対象となったもの |

(関係権利者の確定)

第9条 分配対象著作物の関係権利者は、下表の関係権利者の確定基準日における権利関係に基づき確定する。

| 分配期 | 関係権利者の確定基準日 |
|-----|-------------|
| 9月  | 6月30日       |
| 3月  | 12月31日      |

- 2 前項の確定は、関係権利者の確定基準日の10日前までに提出された著作物資料によるものとする。
- 3 著作物資料がないなどの理由により、受託者が第1項に定める確定基準日までに関係権利者を確定することができないときは、補償金の分配を保留する。

(分配率)

第10条 分配対象著作物の関係権利者に対する分配は、下表に定める分配率に従って行う。

| 関係権利者                      | 分配率                                  | 関係権利者                                | 分配率                                            |                                                |                                                |                                                |
|----------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|
|                            |                                      |                                      | (1)                                            | (2)                                            | (3)                                            | (4)                                            |
| 1 作曲者                      | 12 / 12                              | 7 作曲者<br>音楽出版者                       | 8 / 12<br>4 / 12                               | 6 / 12<br>6 / 12                               | —<br>—                                         | —<br>—                                         |
| 2 作曲者<br>編曲者               | 10 / 12<br>2 / 12                    | 8 作曲者<br>編曲者<br>音楽出版者                | 6 / 12<br>2 / 12<br>4 / 12                     | 4 / 12<br>2 / 12<br>6 / 12                     | —<br>—<br>—                                    | —<br>—<br>—                                    |
| 3 作曲者<br>作詞者               | 6 / 12<br>6 / 12                     | 9 作曲者<br>作詞者<br>音楽出版者                | 4 / 12<br>4 / 12<br>4 / 12                     | 3 / 12<br>3 / 12<br>6 / 12                     | 4 / 12<br>3 / 12<br>5 / 12                     | 3 / 12<br>4 / 12<br>5 / 12                     |
| 4 作曲者<br>作詞者<br>編曲者        | 5 / 12<br>5 / 12<br>2 / 12           | 10 作曲者<br>作詞者<br>編曲者<br>音楽出版者        | 3 / 12<br>3 / 12<br>2 / 12<br>4 / 12           | 2 / 12<br>2 / 12<br>2 / 12<br>6 / 12           | 3 / 12<br>2 / 12<br>2 / 12<br>5 / 12           | 2 / 12<br>3 / 12<br>2 / 12<br>5 / 12           |
| 5 作曲者<br>作詞者<br>訳詞者        | 5 / 12<br>5 / 12<br>2 / 12           | 11 作曲者<br>作詞者<br>訳詞者<br>音楽出版者        | 3 / 12<br>3 / 12<br>2 / 12<br>4 / 12           | 2 / 12<br>2 / 12<br>2 / 12<br>6 / 12           | 3 / 12<br>2 / 12<br>2 / 12<br>5 / 12           | 2 / 12<br>3 / 12<br>2 / 12<br>5 / 12           |
| 6 作曲者<br>作詞者<br>編曲者<br>訳詞者 | 5 / 12<br>5 / 12<br>1 / 12<br>1 / 12 | 12 作曲者<br>作詞者<br>編曲者<br>訳詞者<br>音楽出版者 | 3 / 12<br>3 / 12<br>1 / 12<br>1 / 12<br>4 / 12 | 2 / 12<br>2 / 12<br>1 / 12<br>1 / 12<br>6 / 12 | 3 / 12<br>2 / 12<br>1 / 12<br>1 / 12<br>5 / 12 | 2 / 12<br>3 / 12<br>1 / 12<br>1 / 12<br>5 / 12 |

2 前項の表中、7ないし12において適用する分配率は、関係権利者が受託者に提出した作品届等の著作物資料に記載の演奏権分配率を、補償金の分配率に読み替えるものとする。

3 次の各号に該当する者は、当該各号に定める者として、第1項の分配率を適用する。

- (1) 楽曲の著作権が消滅している場合の編曲者 作曲者
- (2) 歌詞の著作権が消滅している場合の訳詞者 作詞者

(国際基準)

第 1 1 条 関係権利者に外国団体所属の者が含まれる場合は、受託者が当該外国団体との間に締結している著作権管理契約に定める基準又は著作権者作曲者協会国際連合の定める基準その他これらに準ずる基準に従って、分配することができる。

(分配点数)

第 1 2 条 分配対象となる著作物について、次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数とする。

(1) 基礎点数

$$\frac{\text{分配対象者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

全関係権利者の取り分の和

(2) 著作物格差点数

テレビ放送及びテレビ有線放送の分配資料における「著作物格差点数」

(3) 使用回数

テレビ放送及びテレビ有線放送の分配資料における「使用回数」

(4) 放送局格差点数

テレビ放送の分配資料における「放送局格差点数」

(5) サンプリング調整係数

テレビ放送の分配資料における、レコード放送に係る標本収集のために行った「特定の週」の抽出率の逆数

(分配計算)

第 1 3 条 各著作物に対する分配額は、各分配基金の区分ごとに、次に掲げる算式により算出する。

$$\text{各著作物に対する分配額} = \frac{\text{該当する分配基金の額}}{\text{分配対象となる全ての著作物の分配点数の和}} \times \text{各著作物の分配点数}$$

2 関係権利者に対する分配額の算出は、前項により算出した全ての分配基金区分ごとの結果について、各著作物単位の分配額を集計した後、第 1 0 条及び第 1 1 条に基づき行う。

(管理手数料の控除)

第 1 4 条 前条の分配計算の結果を各著作権者ごとに集計した分配額に対して、別に定める料率を乗じて管理手数料を控除する。

**(次期分配資金への繰入れ)**

**第15条** 第13条の分配計算に際して生ずる1円未満の計算端数金は、次の分配期において、分配資金に繰り入れるものとする。

**(支払計算書等の交付及び送金)**

**第16条** 補償金の分配に係る支払計算書等の交付及び送金は、毎年9月及び3月に行う著作物使用料の分配に合せて行うものとする。

2 第3条第3号の著作権者に対する前項の交付及び送金は、当該著作権者がその著作物について著作権の譲渡等に関する契約を締結している音楽出版者を經由して行うことができる。

**第3章 非委託者分配**

**(非委託者分配)**

**第17条** 非委託者に対する補償金の分配（以下「非委託者分配」という。）は、理事会の承認を得て別に定める私的録画補償金非委託者分配細則により行う。

2 前項の分配は、原則として著作者本人からの分配請求に基づき、前条の定めにかかわらず、その都度行うものとする。

**(請求の期限)**

**第18条** 前条の分配を受けようとする者は、その著作権を有する著作物が第三者により公に使用された事実に基づき、その使用のときから2年以内に受託者に請求しなければならない。ただし、特別の事情が認められる場合は、この限りでない。

**(非委託者分配資金からの支出)**

**第19条** 非委託者分配を行うときは、非委託者分配資金から支出するものとする。

**(非委託者分配資金の残高精算)**

**第20条** 毎分配期において、前期の非委託者分配資金の繰越残高がある場合は、これを当期の音楽著作物に係る分配資金に合算して精算した後に、第5条の資金配分を行うものとする。

2 前期の非委託者分配資金に不足が生じた場合においても、前項と同様の精算を行うものとする。

**第4章 実施細則**

**(実施細則)**

**第21条** この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、理事会の承認を得て、細則で定める。

**附 則**

**(施行期日)**

- 1 この規程は、2000年6月21日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 第6条ないし第16条の規定にかかわらず、当分の間、委託者等分配資金に区分した補償金の分配は、次に掲げる方法により行う。
- (1) 第6条の定めにかかわらず、委託者等分配資金は、テレビ放送分配基金として分配する。
- (2) 前号のテレビ放送分配基金としての補償金は、著作物使用料分配規程第15条第1項に定めるNHK放送分配基金及び民放テレビ（地上波）放送分配基金に、それぞれの使用料の額に按分して合算する。
- (3) 削除

**附 則**

**(施行期日)**

この規程は、2001年6月20日から施行し、2000年11月1日から適用する。

**附 則**

**(施行期日)**

この規程は、2002年4月1日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

この規程は、2004年3月1日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

この規程は、2013年8月1日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

この規程は、2020年1月1日から施行する。